

第三回定例会常任委員会の審査報告

中学校パソコン機器二百四十六台等の財産取得可決

土岐市民プール夜間使用の廃止決定

平成十七年第三回土岐市議会定例会が、六月二日から六月二十七日までの二十六日間の会期で開かれました。

今定例会では、平成十七年度補正予算関係三件、土岐市職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例など条例関係五件、土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事の委託契約一件、財産の取得一件、その他の案件二件の市長提案十件について慎重な審議の結果、全ての議案を原案のとおり可決成立しました。また、請願の全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願については賛成多数の採択。議員提出の地方六団体改革案の早期実現に関する意見書は賛成多数で、地方議会制度の充実強化に関する意見書は全会一致でそれぞれ可決しました。



泉中学校パソコン教室

文教厚生常任委員会

スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第一号）中、歳出の部所管部分について」

「は、幼稚園における親の子育て力向上推進事業に百一千万円、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業に百四十万円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、幼稚園親の子育て力向上推進事業について支援委員のメンバー九人のうち保護者代表が一人とは少ないのではないかと質疑があり、保護者代表が、保護者の意見を集約し、参加されるものと理解しているが、メンバーの人選については今後検討する旨の答弁があり、続いて、スクーリン

グ・サポート・ネットワーク整備事業の内容について質疑があり、教育相談室浅野教室に、より専門的な知識を有した相談員を配置し、不登校児童生徒の早期発見、早期対応等、細かく支援する旨の答弁がありました。



教育相談室浅野教室

「平成十七年度土岐市老人保健特別会計補正予算（第一号）について」は、超過分を返還するため、千四百三十三万八千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、前年度繰越金の額はいくらかとの質疑があり、繰越金は千七百六十二万三千円である旨の答弁があり、続いて、支払基金交付金、国庫負担金及び県支出金の償還分はいくらかとの質疑があり、支払基金交付金は五百五十二万五千二百

七十二円、国庫負担金は六十六万二千四十五円、県支出金は八百十五万五千五百二十二円の償還分がある旨の答弁がありました。

「土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、市町村が行う国民健康保険における保険給付費等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入するもので、執行部の説明のあと、医療費の適正化について質疑があり、県の役割及び権限の強化に伴い、市町村の保険者における被保険者の給付水準と所得水準があるので、負担と給付についてより国保事業を適正に運営しようとするものである旨の答弁があり、続いて、低所得者の保険料を軽減することによる保険基盤の安定制度の繰入金はいくらかとの質疑があり、平成十五年度は一億四千八百八十四万四千八百八十八円、平成十六年度は二億二千三百三十七万五千四百三十三円である旨の答弁があり、そのあと反対討論がありました。

「土岐市民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、開場時間を変更するもので、執行部の説明のあと、夜間の廃止はサービスの低下にならないかとの質疑があり、市民サービスの質を下げないで、経費削減を図るため利用者の少ない時間帯を廃止するものとの答弁があり、そのあと反対討論がありました。

最終日に追加提案されました「財産の取得について」は、中学校のパソコン教室に設置してある機器を更新するもので、執行部の説明のあと、入札状況について質疑があり、九社による指名競争入札を行ったが、不調であったため、中部事務株式会社と随意契約をするものとの答弁があり、続いて、予定価格はどのように設定したかとの質疑があり、土岐市契約規則の規定に基づき決定したもので、適正な価格であった旨の答弁があり、そのあと反対討論がありました。

「審査結果」 平成十七年度

土岐市一般会計補正予算（第一号）中歳出の部所管部分
 〈全会一致・原案可決〉 平成十七年度土岐市老人保健特別会計補正予算（第一号）〈全会一致・原案可決〉 土岐市国民健康保険条例の一部改正
 〓賛成多数・原案可決〓
 土岐市民プール設置及び管理に関する条例の一部改正
 〓賛成多数・原案可決〓 財産の取得について
 〓賛成多数・原案可決〓

建設経済常任委員会

土岐南多治見インター
 付近に案内看板設置など
 審査



案内看板（土岐口地内）

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般

会計補正予算（第一号）中、歳出の部所管部分については、産業観光誘導サイン等掲出事業に三百万円、交通遺児配布図書券に二万四千元、下水道事業特別会計繰出金に五百九十万円を追加補正するもので、執行部の説明のあと、商工振興費の産業観光誘導サイン等掲出事業の具体的な内容について質疑があり、この事業は土岐市観光協会に委託するもので、土岐南多治見インター付近に「織部の里」、「どんぶり会館」など公共施設の案内看板を設置、都市計画道路・学園都市線と主要地方道・土岐足助線の交差点付近に民間施設のPR看板を設置、また都市計画道路・ハイテクロード南北線沿線にイベント案内を表示する予定である旨の答弁がありました。続いて、看板についてトータル的な土岐市のデザインを検討できないかとの質疑があり、以前検討した結果、国土交通省の実施しているものに統一している。また県道などに設置する場合には、標識の基準

もあり、変更はできないが、土岐南多治見インター出口付近については、日本道路団体と協議の上、土岐市独自で町名の看板を設置する予定である旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について」は、執行部の説明のあと、旭ヶ丘団地生活環境施設管理組合から入るお金は、受益者負担金に充当するものかとの質疑があり、受益者負担金ではなく、すでに敷設されている管の引継金であり、維持管理費及び不具合部分の改修費として受け取るものである旨の答弁がありました。

「土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更について」は、当組合に収入役を置かないこととするもので、原案のとおり全会一致で決めました。

平成十七年第一回定例会において継続審査となっていた十七請願第二号「全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願について」は、

め、継続審査となったが、趣旨に反対するものではなかったし、賛同できる部分もあるので、皆が合意できる意見書を精査したほうが良い。今回は不採択とし、改めて全会一致で意見書を提出してはどうかなどの意見が出され、本件については、全会一致で不採択となりました。

「審査結果」 平成十七年度

土岐市一般会計補正予算（第一号）中歳出の部所管部分
 〓全会一致・原案可決〓

平成十七年度土岐市下水道事業特別会計補正予算（第一号）
 〓全会一致・原案可決〓

土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更
 〓全会一致・原案可決〓 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願について
 〓全会一致・不採択〓

企画総務常任委員会

下水道施設建設工事の委託契約など慎重審査

企画総務常任委員会に審査

を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第一号）」中、歳入の部全部（五千四百八十八万二千円の補正額）及び歳出の部所管部分（四千三百五十四万四千円の補正額）について執行部から説明があり、歳入の部のうち、教育費委託金の「スクーリング・サポート・ネットワーク事業について」の質疑があり、「不登校児童のふれあい、教育相談のネットワークづくり、保護者に対する支援づくりを強化する事業である」旨の答弁があり、「日本道路公団からの財産貸付収入について」の質疑に対しては、「東海環状自動車道の工事に係る市有地賃借料として平成十六年度は千二百三十六万四千円、今回補正額は八百二十四万三千円である」旨の答弁があり、続いて「旭ヶ丘団地生活環境施設管理組合引継金三千五百三十万円について」の質疑があり、執行部から「組合の基金の一部を下水道管等の改修費として市が

引継ぐものである」旨の答弁がありました。

武力攻撃災害等で、他の地域から土岐市へ応援に来る人の派遣手当を、一日当たり三千九百七十円（公の施設での宿泊）、同六千六百二十円（一般の宿泊）に定めようとする「土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、執行部からの説明のあと、「武力攻撃とはどういうことを指すのか」「近隣市は今議会に提案していないがどうして本市だけが提案したのか」との質疑があり、執行部から「武力攻撃とは我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいうものであり、武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃の態様もさまざまである」「例えばゲリラ、テロ、弾道ミサイル、航空テロも含まれる」「国民保護法が昨年九月に施行され、県の条例も三月に改正されており、いつ起こるかわからない状況に鑑み、今議

会に提案した」「武力攻撃・災害等の復旧のため、土岐市が他市等へ要請したとき、来市された人へ手当を支給するための条例改正である」旨の答弁がありました。また「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務である」旨の答弁もありました。

討論では「土岐市が先行しなければならぬ理由が明確でない。もう少し議論をするためにも時間が必要である」「急いで本日決めることはない」旨の反対討論と、「国の法令改正に伴い提案されたもので、戦争に限らずテロ行為等あらゆる災害から市民を守るためのものであり、この条例改正には賛成する」旨の賛成討論がありました。

消防団員の処遇を改善するための「土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び市町村合併に伴う「岐阜県市町村会館

組合を組織する市町村数の増減について」は、それぞれ執行部から説明がありました。

燃料電池発電設備を対象火気に位置づける「土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について」は、執行部からの説明のあと質疑があり、「現在のところ土岐市には該当はない」旨の答弁がありました。



浄化センター内

耐用年数が経過した土岐市浄化センターの水処理関連施設の建設工事を、地方自治体が出資して設立されている日本下水道事業団に、五億九千百万円で委託契約する「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事の委託契約について」は、執行部からの説明のあと「県内における日本下水道事業団への委託件数」について質疑があり、「県内では市町村

の処理場が九十二カ所あり、そのうち事業団への委託が六十四カ所であり、およそ七十パーセントである」旨の答弁があり、「この契約金額は適正か」との質疑に対して「国土交通省の下水道用設計標準部掛り（ぶがかり）により積算しており、会計検査院の対象事業である」旨の答弁がありました。

「審査結果」平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第一号）中歳入の部全部・歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決 土岐市職員の給与に関する条例の一部改正へ賛成多数・原案可決 土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決 土岐市火災予防条例の一部改正へ全会一致・原案可決 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減へ全会一致・原案可決 土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事の委託契約へ全会一致・原案可決